

第 1 8 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 7 年 1 月 1 5 日開会

令和 7 年 1 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和7年1月15日（水）午前9時30分 米沢市農業委員会第18回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番	小関善隆	委員	8 番	樋渡由美	委員	1 5 番	長谷部吉雄	委員
2 番	我彦正福	委員	9 番	高山古典	委員	1 6 番	相田市三郎	委員
3 番	山王堂民榮	委員	1 0 番	遠藤伊一	委員	1 8 番	鈴木晃子	委員
4 番	佐藤政和	委員	1 2 番	橋本政美	委員	1 9 番	桐澤林右衛門	委員
5 番	宮崎雅文	委員	1 3 番	古畑功一	委員			
6 番	木村彰博	委員	1 4 番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（2名）

7 番 鈴木和義 委員
1 1 番 江口益美 委員

遅刻通告委員（1名）

1 7 番 伊藤俊浩 委員

農業委員以外の出席者（1名）

農 政 課 主 事 鈴 木 琢 朗

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|------------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第7号 | 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定に伴う意見聴取について |
| 議第8号 | 農作業標準賃金等の策定について |
| 議第9号 | 農地賃借料情報について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第18回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を19番 桐澤林右衛門委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

休みの間に宮崎県で地震があったと。南海トラフ地震の心配をしておりましたが大丈夫のようでした。しかし、いつ来るか分からないものの備えをしていただきたいということでありました。米沢においては、地震が少ないですが、いつ何があるか分からないということで、頭の中に入れて備えをしていただきたいと思ったところです。農業予算が2兆2,706億円と決まったようであり、その中で財政支援といいますが、いろいろ農業について指摘があると。今までですと、5年水張りとか畑地化なども財政支援と言われて、農地推奨してきたと。そしてまた共済の見直しについても一元化にしろと言ってきているというので、どうも財政支援が農業についていろんな政策の中で言ってきて、それがいろいろと影響を与えているように思います。

財政支援が農業について、いちいち政策をこうしろというような筋合いではないと思うんですが、どうも最近そうなっているようで少し危惧していたところでございます。

本日はこの賃貸借とかいろいろございますので、一段と長くなると思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は16名であります。欠席通告は、7番 鈴木和義委員、11番 江口益美委員。遅刻通告については、17番 伊藤俊浩 委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第18回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、18番 鈴木晃子委員、19番 桐澤林右衛門委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐 (挙手)

議 長 根津補佐。

根津補佐 議案書の訂正がございます。

議第 8 号について、お手元に配付したものと差し替えをお願いいたします。

内容は、昨年より靱摺につきまして、色選ありなしを協議いたしましたが、前回の農事相談時の資料に反映されておりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

また、牧草の備考欄につきましても、昨年の協議内容になっておりませんでしたので、お配りのものと差し替えていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

議 長 ただいま伊藤俊浩委員が出席でありますので、17名の出席ということであります。

それでは、初めに報第 1 号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 報第 1 号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号 24 号から 28 号の計 5 件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田 13 筆 2, 925.30㎡、畑 16 筆 3, 211.79㎡、合計 29 筆 6, 137.09㎡です。

受理番号 24 号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成 15 年より前です。申請理由は、平成 15 年には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号 25 号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、平成 3 年頃です。申請理由は、平成 3 年 1 月 15 日付で農地法第 4 条の許可が出ており、非農地化しているためです。

受理番号 26 号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成 16 年より前です。申請理由は、平成 16 年には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号 27 号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、平成 10 年頃です。申請理由は、平成 10 年頃より通路として利

用しており、非農地化しているためです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、昭和60年頃です。申請理由は、昭和60年頃から耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

4 番
議 長
4 番

(佐藤政和委員 挙手)

佐藤政和委員。

4番 佐藤です。私の案件がございますので、ここで一時退席させていただきたいと思います。

(佐藤政和委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号49、50号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項による通知について、のうち受理番号49号及び50号について。農地の賃貸借の合意に解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため、委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は田6筆 11, 642.00㎡、畑1筆 98.00㎡、合計7筆 11, 740.00㎡です。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号49、50号について、議案書のとおり確認すること

に異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号49、50号は議案書のとおりであることを確認いたしました。

(佐藤政和委員 入室)

それでは、ただいまの受理番号49、50号を除く受理番号47号から48号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号49号及び50号を除く47号から48号の計2件となります。

申請人及び土地の表示等については、記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は田ゼロ筆、畑のみ18筆 7, 931.00㎡。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、先の受理番号49、50号を除く受理番号47号から48号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号49、50号を除く受理番号47号から48号は議案書のとおりであることを確認しました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

9 番 (高山吉典委員 挙手)

議 長 高山委員。

9 番 9番 高山です。私の案件があるため、一時退席します。

(高山吉典委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号36号を上程いたします。議案書の内容について、

事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、のうち受理番号36号について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については、記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ4筆 5, 644.00㎡です。

受理番号36号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
3 番
議 長
3 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(山王堂民栄委員 挙手)

山王堂委員。

受理番号36号について、調査結果を報告いたします。

農地を売買するための申請であります。詳細は議案書記載のとおりでございます。調査は12月の中旬、申請人よりお伺いいたしました。渡人の○○さんは施設に入所しておりまして、農地を管理している息子さんは、△△に在住し農業を継承することができないということで、売買先を探していたということです。○○さんがこれを一括購入ということで、許可相当と判断しましたので問題ないと思われまます。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、受理番号36号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号36号について、許可することに異議ありませんか。

異議なし。

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、の受理番号36号は、議案書のとおり許可することにいたしました。
(高山吉典委員 入室)

それでは、ただいまの受理番号36号を除く受理番号37号から38号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

受理番号36号を除く37号から38号の計2件となります。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田4筆 989.00㎡、畑1筆 98.00㎡、合計5筆1,087.00㎡です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積については記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
4 番
議 長
4 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(佐藤政和委員 挙手)

4番佐藤政和委員。

4番 佐藤です。37号の調査結果についてご報告いたします。

37号の渡人が○○○○さんで、先の議題にも出ましたが、私が借りていたところを返したわけです。その農地を全て△△△△さん、○○推進委員でございすけれども、後任をするというふうなことで、農業振興地域外がこの37号の土地の表示になっているところでございます。その他については、集積によって手続をするということで、売買の案件でございす。

この土地については、○○○○さんと△△△△さんのちょうど間にありまして、隣同士になっておりまして、地続きになっております。それで、○○さんの後継者がおりますので、今後とも農業をしていくということですので、地域計画に基づいて土地を集積していて、土地の集積を図るということの下で、○○さんにお声がけをしたところ買ってもいいということになったので、そのような手続になりました。状況については何ら問題はないというふうに判断をいたしますので、皆さんのご審議をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

議 長
6 番
議 長
6 番

続いて38号。

(木村彰博委員 挙手)

6番木村彰博委員。

6番の木村です。受理番号38号の調査結果について、ご報告いたします。農地を売買する申請です。申請人等必要事項につきましては、議案書に記載のとおりでございす。

場所につきましては、中田町にある下中田公民館の近くになります。この案件は、昨年土地を交換ということで一度総会にて承認されたのですが、その後、地籍不明で12月の定例総会で取消しになった案件です。今回は、○行政書士等に相談され、分筆ではなく1筆にして受け手の△△△△さんが

出し手の〇〇〇〇さんの土地を購入するそうです。購入後、田んぼと畑にして畑のほうはジャガイモとネギ、サトイモを栽培するということでした。

問題ないというふうに思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、先の受理番号 3 6 号を除く受理番号 3 7 号から 3 8 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 3 6 号を除く受理番号 3 7 号から 3 8 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、受理番号 3 6 号を除く受理番号 3 7 号から 3 8 号は、議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号 4 号の計 1 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ 1 筆 1 5 2 . 0 0 m²です。

受理番号 4 号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは都市計画法の用途地域内の 3 種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号 4 号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 宮崎です。受理番号 4 号の案件に関しまして、調査結果を報告いたします。申請人は、記載のとおりでございますが、〇〇にお住まいの△△△△さんでございます。申請人は、現在申請地で家庭菜園を営んでおりますが、ご高齢となり、自宅から申請地へ通い行くことが大変となってきたため、家庭菜園をやめ、管理のしやすい月極駐車場に転用したいという案件でございます。場所は地図をご覧くださいまして、春日郵便局のやや西側、裏手にあ

る住宅街の一角にある土地でございます。1月6日に私、現地調査を行ってまいりまして、事前着工等もございませんでした。

また、この件に関しまして、申請人の代理人である〇〇行政書士へも確認いたしまして、申請のとおり間違いはないという内容でございました。問題ないかと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号4号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号4号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号26号から27号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田4筆 1, 078. 00㎡、畑3筆 1, 741. 00㎡、合計7筆 2, 819. 00㎡です。

受理番号26号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の2種農地です。

受理番号27号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、材木置場の造成による農地の一時転用のためです。こちらは一時転用・期間3か月の農振農用地です。

以上、ご審議よろしく願います。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号26号から27号を上程いたします。

それでは26号。

1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 10番 遠藤委員。

1 0 番 10番 遠藤です。議第4号の番号26号について、調査結果を報告いた

します。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。

調査は、雪があつて現地は雪の下になっておりましたけれども、現地確認を12月26日行ってきました。場所については、この地図に載っておりますけれども、大字竹井の細い道をずっと出ていきますと、八幡原工業団地の県道に抜ける細い道路がありまして、右側の丸い3つ印がありますけれども、これはカトウ衛生企業グループがバイオガスの事業を運営している場所の近くであります。

今回の申請の理由といたしましては、建設業の事業が順調にいつているもので、資材置場が狭くなったということで、この場所の近くに自分の資材置場がありますので、ちょうど隣接しているという条件もあり、この土地を〇〇さんから引き受けて転用したいというような案件でありまして、転用後は砂利置場と残土を置きたいということであります。この隣に太陽光発電ということで、あそこの通り大分整備をされまして、今、遊休農地化しようというような大変条件の悪い場所でありましたけれども、こういう整備をなさる方々が増えましたので、遊休農地解消にも大変助かっているかなということで、地元の人も歓迎をしているという場所でありますので、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

それでは、27号。
(古畑功一委員 挙手)
古畑委員。

13番 古畑です。第4号第5条第1項の許可申請について、番号27号の説明を申し上げます。申請人、土地の表示は記載のとおりでございます。

1月6日に〇〇〇〇の方に電話でお伺いしました。△△さんの材木というか木をバイオマスにするということで、雪の上に一時仮置きをしたいということでした。ここは今は雪があつて上まで行けませんけれども、雪の上ということで3か月までかからないということでしたので、大丈夫だということで判断しましたのでよろしくお願いいたしますと思います。

議 長

それでは、ただいまの受理番号26号から27号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員
議 長

なし。
ないので、受理番号26号から27号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。
異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

9 番 (高山吉典委員 挙手)
 議 長 高山委員。
 9 番 9 番 高山です。私の案件があるため、一時退席します。
 (高山吉典委員 退室)
 議 長 それでは、先に受理番号 1 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
 須貝主任 (挙手)
 議 長 須貝主任。
 須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。
 受理番号 1 号の計 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ 1 筆 1, 673. 00 m²です。
 なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。
 受理番号 1 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。
 なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。
 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
 議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
 全 委 員 なし。
 議 長 ないので、ただいまの受理番号 1 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
 全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、議第 5 号 農用地利用集積計画について、の受理番号 1 号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
 (高山吉典委員 入室)
 それでは、先の 1 件を除く受理番号 2 号から 23 号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
 須貝主任 (挙手)
 議 長 須貝主任。
 須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号を除く2号から23号の計22件です。内訳は、売買による所有権移転が1件、新規の貸借権の設定が7件、貸借権の再設定が14件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ114筆 176, 657. 72㎡です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による賃貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸借権の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃借権の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃借権の再設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃借権の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃借権の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃借権の再設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、貸人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の1件を除く受理番号2号から23号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、先の1件を除く受理番号2号から23号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から3号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ22筆 31,046.69㎡です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定

(通年)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 地域計画の策定に伴う意見聴取について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長

宮原主査。

宮原主査

議第7号 地域計画の策定に伴う意見聴取について。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により下記の地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)に係る意見を米沢市長から求められましたので、委員会に付議いたします。

なお、地域計画に係る資料につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をいただいているものと思います。

また、議第7号 地域計画の策定に伴う意見聴取については、本日提出者であります米沢市より農政課職員の出席がありますので、担当職員がご説明を申し上げます。

鈴木主事

(挙手)

議 長

鈴木主事。

鈴木主事

いつもお世話になっております。農政課の鈴木と申します。

私から地域計画に係る意見聴取について、説明いたします。まず前置きとしまして、地域計画についてですけれども、今年度末までに策定しなければならないことから、昨年1月には農業経営に関する意向調査を実施しまして、7月から8月にかけて第1回目の地区座談会及び10月から11月にかけて、第2回目の地区座談会を開催しました。第1回目の地区座談会におきまして

は、地区農業に関する現状や課題についての洗い出しを行うとともに、現在の農地利用の状況について、各地区担い手の方を中心に確認いただきました。

続きまして、第2回目の地区座談会におきましては、第1回目の地区座談会を踏まえて作成しました地域計画の内容確認と、目標地図の素案作成を行いました。農業委員、推進委員の皆様にはそれぞれ担当地区の地区座談会に出席いただきまして、率先して話し合いに入っていただくとともに、地域計画及び目標地図の素案作成に向けて多大なるご協力をいただきましたことについて感謝を申し上げます。

現在は、地区座談会を通して作成しました素案を基に、市のほうで最終案を取りまとめましたので、地域計画の策定に向けて手続を進めている最中ではありますが、地域計画を策定もしくは変更する場合には、先ほど事務局から説明がありましたとおり、国の法律である農業経営基盤強化促進法第19条の第6項の規定により、農業委員会へ意見を聴取しなければならないこととなっておりますので、このたび意見聴取を依頼させていただいております。

今後のスケジュールとしましては、意見聴取後2月17日から3月3日にかけて地域計画案の報告及び縦覧を農政課窓口にて行いまして、3月下旬には地域計画を策定及び公表という流れで動いております。地域計画案の縦覧の実施等につきましては、市の広報やホームページで周知する予定で動いております。ホームページ上においては、これまでの地区座談会の協議結果を現在掲載しておりますが、計画策定後には、地区ごとの地域計画も掲載することとなりますので、随時ご確認くださいますようお願いいたします。

また、次年度以降につきましては、国の要領やマニュアル等が依然として示されていないことから、現時点で具体的な取組方針を申し上げることはできませんが、引き続き座談会を年単位で最低1回は設けながら策定した地域計画のブラッシュアップを図っていく予定でおりますので、ご承知おきいただければと思います。

なお、南原地区の地域計画において、多様な経営体の確保、育成に向けた取組項目の中において、新規就農者が定着できるよう支援カリキュラム等の作成を検討すると記載しておりますけれども、これは例えば、とある自治体におきましては、新規就農者の取り組める作物が2種類に限定されておまして、それは比較的収支の安定する2品目になるんですけれども、そちらの2品目について、その自治体で営農計画ですとか営農方針、営農指標等を市のほうで完備しておりますので、取組作物が限定されているものの、新規就農者が定着しやすい環境が整っていることのように、そういったカリキュラム的なものがあるとよいという意見が座談会で出ましたので、南原地区の地域計画においてはそのように記載させていただいております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようでありますので、議第7号 地域計画の策定に伴う意見聴取について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第7号 地域計画の策定に伴う意見聴取について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

次に、議第8号 農作業標準賃金等の策定について、を議題といたします。

なお、本件については、先日のブロック協議会において、ブロックごとに検討がなされておりますので、事務局からの議案の説明の後に、第1ブロックから順に検討結果等について代表者から意見をいただき、その後協議会を開催して協議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、そのように進めさせていただきます。

議第8号について、事務局の説明を求めます。

片山主任 (挙手)

議長 片山主任。

片山主任 議第8号 農作業標準賃金等の策定について。令和7年度米沢市標準農作業賃金・機械利用料の策定のために委員会に付議いたします。

先ほど差し替えをお渡しさせていただきましたが、そちらをご覧ください。表の内容ですが、令和7年度を太枠で囲んでおりまして、この太枠から左側は、過去の米沢市の農作業賃金及び機械利用料の内容となっております。

続いて、太枠から右側の試算の部分ですが、こちらは先月12月19日に開催されました置賜地方農業委員会連絡協議会の会議内容の結果を記載しております。作業内容及び金額等は記載のとおりです。

なお、差し替えさせていただきました内容ですが、初摺につきましては、令和6年度から色彩選別ありと色彩選別なしとしておりましたが、その表示が漏れておりましたので、改めさせていただきました。また、牧草の備考欄の記載内容についても改めさせていただきました。

以上、ご審議お願いいたします。

議長 それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

初めに、第1ブロック。

10番 (遠藤伊一委員 挙手)

議長 10番 遠藤委員。

10番 10番 遠藤です。私から報告いたします。

置農委の試算を一応参考にしながら進めようということで進めてまいりました。それで、1項目ずつ言っていくといいのかな。どう報告しますか。1項目ずつ金額入れていくということでもいいですか。

議 長
1 0 番

1項目ずつ言ってもらいたいんでないか、それで。

それでは、一般作業から牧草の梱包まで第1ブロックで決めました価格をここで報告しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一般作業は、置農委と同じで8,000円、田植及び稲刈作業が8,000円、果樹の剪定が12,600円、これは技術料が入るものですから、一般作業よりは高くということで12,600円、一般作業が8,000円、収穫が8,000円。

作業内容に移ります。トラクターの耕起が6,500円、代掻が7,900円、畑の耕起が9,400円。あと耕運機耕起が8,900円、水稻育苗が稚苗で950円とありますが、うちのブロックとしては中苗も苗もあるものですから、若干稚苗と中苗を分けた考えも必要ではないかなということで意見がございまして、ここに書かれているのは稚苗の950円です。

機械田植が8,100円、側条施肥田植が8,700円、バインダーが8,500円、ハーベスターが10,500円、コンバインが19,500円、籾乾燥が生乾で1,600円、半乾で1,100円、あと籾摺の色選ですが、色選を通してきて袋詰めになるというか、そういう過程の場合は1,000円ということであります。色彩選別は700円、土壌改良資材散布が1,200円、堆肥散布が6,500円、畦塗が2,700円、大豆・そば刈取脱穀が10,500円、麦刈取が12,600円、牧草の刈取が1,900円、反転が680円、集草が880円、梱包が200円ということで第1ブロックの報告といたします。

以上です。

議 長
1 3 番
議 長
1 3 番

それでは、第2ブロック代表。

(古畑功一委員 挙手)

13番 古畑委員。

古畑です。第2ブロックの結果を報告します。一般作業が置農委と同じく8,000円、見てのとおりなんですけれども剪定だけが13,000円ということに果樹農家の人からお伺いしました。あとは第1ブロックと同じです。

作業内容で変わったところだけ報告します。生乾が1,700円、半乾が1,200円、大豆・そば刈取脱穀が11,000円、あとは去年と同じです。

よろしくお願ひします。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

続いて、第3ブロック。

(佐藤利夫委員 挙手)

1 4 番 佐藤利夫委員。

第3ブロックの報告をさせていただきます。

まず、田植及び稲刈作業については、皆さんと同じ8,000円ということとさせていただきます。あと、果樹の剪定作業につきましては、果樹作っている方、第3ブロックにおりませんので、第1、第2ブロックのほうに右倣えということにさせていただきたいと思います。

あと、作業内容につきまして、トラクターから以下なんですけれども、前年度から見て変わったところだけを申し上げたいと思います。まず、耕起ですけれども、去年より100円アップしております。燃油代が高騰というか上がっているということです、それに比例してのアップになっております。代掻も100円アップの8,000円、耕起(畑)も100円アップの9,500円と。あと、耕運機耕起もこれも100円アップの9,000円と。そしてあと水稻育苗については、稚苗のみということで1,000円にさせていただいております。予備苗はその半分の500円ということです。あと、機械田植については、これ運搬費も含むということで、やはり移動が自走だけでなくて台車を使つての移動もあるものですからということで、去年より800円ほど上げさせてもらって8,900円と、あと側条施肥田植、これも去年より800円上げさせていただいて9,500円と。バインダーについては、これ置農委に並んで9,800円ということとさせていただきます。あとハーベスターも去年より500円アップの11,000円、あとコンバインも去年より500円アップの20,000円。あと、籾乾燥については、生乾については去年より200円アップ、あと半乾(調整)については200円アップの1,300円。あと籾摺については、これは去年と同じです。あと色彩選別についても去年より50円アップさせていただいております。あと、土壌改良資材の散布ですけれども去年と同じ、あと堆肥散布も燃油の値上がりで500円アップの7,000円と。あと畔塗も100円アップ、あと大豆・そば刈取脱穀については同じです。あと麦刈取も同じです。牧草についても同じです。

以上です。

議 長

以上で、各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて、農作業標準賃金等の策定について、の協議をいたします。

これより協議会へ移行いたします。

(協議会)

議 長 それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。
(総会)

議 長 先の協議会にて決定した内容について、事務局より報告をお願いいたします。
す。

片山主任 (挙手)

議 長 片山主任。

片山主任 協議の結果をご報告いたします。
まず標準農作業賃金を申し上げます。
一般作業は、置賜管内同一の８，０００円となります。田植及び稲刈作業が８，０００円、果樹につきましては、剪定が１３，０００円、一般作業が８，０００円、収穫が８，０００円となります。
続きまして、機械利用料について申し上げます。また、備考については、令和６年度から変更があった箇所につきまして申し上げます。トラクターにつきましては、耕起が６，５００円、代掻が７，９００円、耕起（畑）が９，４００円となります。
耕運機耕起が８，９００円、水稻育苗が１，０００円、水稻育苗の備考欄につきましては、稚苗１箱（種子代含む）と予備苗は５００円と記載させていただきます。機械田植が８，１００円、備考欄は１０アールと記載させていただきます。側条施肥田植が８，７００円、備考欄は１０アール（肥料除）と記載させていただきます。バインダーが８，５００円、ハーベスターが１０，５００円、コンバインが１９，５００円、備考欄は１０アール（結束は１０％増）と記載させていただきます。籾乾燥につきましては、生乾が１，７００円、半乾が１，２００円、籾摺につきましては、色彩選別ありが１，６００円、色彩選別なしが１，０００円、色彩選別が７００円、土壤改良資材散布が１，２００円、備考欄は１０アールと記載させていただきます。堆肥散布が６，５００円、畔塗が２，７００円、大豆・そば刈取脱穀が１０，５００円、備考欄は１０アールと記載させていただきます。麦刈取が１２，６００円、備考欄は１０アールと記載させていただきます。牧草につきましては、刈取が１，９００円、反転が６８０円、集草が８８０円、梱包が２００円となります。
私からは以上となります。

議 長 それでは、議第８号 農作業標準賃金等の策定について、ただいまの事務局報告のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第８号 農作業標準賃金等の策定について、は事務局の報告どおり決定をいたしました。

次に、議第9号 農地賃借料情報について、を議題といたします。

なお、本件についても先の議第8号と同様に議事を進めることに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議事を進めます。

議第9号について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長

(挙手)

宮原主査。

宮原主査

議第9号 農地賃借料情報について、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるように、賃借料の情報提供を行うため委員会に付議いたします。

まず、農地区分A地域ですが、平均額が11,900円です。最高額が19,000円、最低額が4,500円、データ数が580筆です。

続きまして、B地域ですが、平均額が10,600円、最高額が13,000円、最低額が7,000円、データ数は52筆です。

C地域につきましては、データ数が5件以下ですので、公表はいたしません。

D地域につきましては、契約実績なしとなっております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

初めに、第1ブロックの代表。

1 0 番
議 長

(遠藤伊一委員 挙手)

10番 遠藤委員。

1 0 番

10番 遠藤です。農地の賃借料情報について協議いたしました結果、事務局からも丁寧に説明があった中で協議をしまして、この議案書どおりでいいということで決まりました。第1ブロックはこのままでいいと思います。

議 長

続いて、第2ブロック。

1 3 番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

13番 古畑功一委員。

1 3 番

第2ブロックも第1ブロックと同じくこのとおりでいいということで決まりました。

議 長

続いて、第3ブロック。

1 4 番

(佐藤利夫委員 挙手)

議 長

14番 佐藤利夫委員。

1 4 番

これも前年度のデータの平均値でございますので、第1、第2に右倣えでお願いしたいと思います。

以上です。

- 議 長 以上で、各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて、農地賃借料情報についての協議をいたします。
- それでは、これより協議会へ移行いたします。
- (協議会)
- 議 長 それでは、協議会を終了して、これから定例総会を再開いたします。
- (総会)
- 議 長 議第9号 農地賃借料情報について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第9号 農地賃借料情報については、議案書のとおり決定することにいたします。
- 以上で、1の提出議案についての審議は終了いたしました。
- 続いて、2のその他に移りますが、皆さんから何か発言ありませんか。
- 1 0 番 先ほど農政課の鈴木主事から説明があり、古畑委員も心配していましたが、新規就農者がいろいろな問題抱えているから、何とか組織的に活動できないかというお話が南原地区から上がってきたわけですが、米沢市のふるさと納税ありますね。農政課でふるさと納税の項目の中に認定新規就農者に向けた支援というものを入れると、それを使えるのでないかなと思うもので、ふるさと納税型のクラウドファンディングというの、それでやっている市町村あると思うんだ。だからそれを参考にすれば、そっちのほうにいろいろ支援できるのでないかなと思うもので、もし農政課とそういう話、ふるさと納税関係の中で出席なさる方は、ぜひその点どうだろうと言ってもらいたいなと思った。16億くらいいるんだわ。その中の一部分だから大丈夫でないかなと思うんだけど。
- 以上です。
- 議 長 遠藤委員から、南原地区の地域計画に新規就農者についての支援というのが出てきたということで、ふるさと納税でしていいんでないかという意見ありましたが、そういうことしているところがあるかないかだけは、ちょっと調べて聞いていただきたいと思います。
- 1 0 番 ふるさと納税型と言うんだ。型つけないと駄目。
- 議 長 ふるさと納税型の支援と言ったよね。
- 1 0 番 そうそう。税金で控除してもらえないから。
- 議 長 南原地区については、農事相談でもこういう相談あったというので話あったんですけども、南原地区というか、第2ブロックのブロック長、農事相談で言っていたのでしょうか。

- 1 3 番 詳しいことは竹田推進委員から聞いていると思うんですけども、新規就農者の集まりを南原地区でやっているらしいんですが、南原だけでなく全体で新規就農を集めてできないかという話だったと思います。あとそこに支援してくれと言ったってどういう支援というものは分かりませんが、勉強会とか何かをやってほしいという話でした。詳しいことは竹田推進委員がいつも言っているので、手帳に書いてあるとおりでと言われますので、まず皆さん見てください。
- 1 0 番 行政でカリキュラム組んだ中で形を出さないと。ふるさと納税には合わないと思うから。農業委員会ばかりに来られても困るもので、農政課を巻き込んだ行政のカリキュラムを作ってやれば。
- 議 長 ふるさと納税はまた別として、南原から聞いたどういう支援をしてもらいたいかという話、高山委員は南原地区のその新規就農者というか……。
- 9 番 話聞くと畑作の新規就農らしいんだよね、稲作じゃなくて。なのでちょっと私はそっちには関わっていないので。野菜とか果樹とかそういうので頑張っている人がいるとは聞いていますけれども。
- 1 7 番 一通り気づいたこと。新規就農者ということで、それぞれのところで就農しているんだけど、それに継続的に畑に出向いて指導だったり、相談相手みたいなシステムづくりをしたいんだというようなことのようなんです。それぞれ一人一人が独立して頑張っているのだけれども、それにもっと強力な支援というか相談相手みたいなことを確立したいんだということのようです、お話としては。
- 3 番 農業者との話合いでは、新規就農者が参加してそういう話はかなり出たんだけど、その部門部門が資金面であったり技術面であったり、そういう営農面であったり全然違うので、それぞれ担当する団体に相談したほうがいいんでないかと話したのだが、農業委員では対応する立場でもないみたいな。農業委員は農地のあっせんとか仲介とかそういう法律的なこと、推進委員がそういうことは一生懸命しなければいけないけれども、青申のことだの資金はどうするって言ったって農協に行けとか青申会に行けとかという話で大体終わったのだが、後でよく話すと、青申するほど収入あるのかとかその辺までアドバイスしないと分からないで質問している人が結構いたもので。技術的なことだったらリンゴのことだったらリンゴの人に聞くしか分からないでしょう。田のことは田んぼ作りに聞かないといけないし、農業委員が全て分かるといったらそれは大変だ。
- 議 長 農業委員に何とかしろというわけではないのだから。新規就農者については、営農計画立てて、それに対して補助金とか、何か申請をしたりというので、いろいろあるのだけれども、農業委員会で新規就農するときは、誰

に教えを乞うのだとか、この作物作るときは普及課とか指導員として誰がいるのかというのも最初に明記されているわけだから、ＪＡの部会に入って頑張りますとかいろいろあって、ただむやみに農業するから新規就農だから何か支援欲しいとかそういうことだけではやはり。その辺では地元に住んで、隣にそういう人近くにいれば、地元の人で解決していかないと。南原の人が窪田の人に行ってわざわざというのはなかなかできないだろうし。あと相談する場というのは、やはり普及課だったりＪＡだったり。ただ、ＪＡに聞きに行くけれども作物はＪＡに一切出さないという人はＪＡも相手にしないだろうから、やはりそこら辺は。

3 番

借りにいくのはいいだろう、金借りにいくのは。

4 番

入り口はそこからか。

議 長

入り口は農協にお願いするけれども、実質さっぱり作物出荷もしないでいるという人も、それではちょっと経済団体だからね、農協も。ボランティア団体でないからね。

4 番

本会は慈善団体ではないということ saying しているから。

議 長

農政課あたりにもそういう支援窓口あるんだよね、相談する窓口。

根津補佐

この間出たのは、サポート会議というのをやっているとお聞きはしていますが、現実どのように開催しているかは、事務局としては把握していないです。

議 長

技術的な面とかそういうのは、農家とか近くの専門の人に教えてもらえないんだから、そこら辺は地元の周りの農家の人で、地元でできるだけしてもらわないと。そういう相談には農業委員とか推進委員が乗るということだけれども、１から１０まで面倒見るといのは……。

3 番

相談に来られたときは受けるけれども、こっちから行ってどうのこうのという立場でもないし。

議 長

結局、新規就農者の人が来てと言っているけれども、こっちから手を差し伸べろということだろう。何を求めて、自分でするのであれば、やはり自分で少し努力はしてもらわないと。

1 3 番

俺はそう思うんだけど。

3 番

だからこういうところで意見してもらうのも一つなんだな、推進委員が来て。ブロックだけでは対応できないから。

議 長

ではこの件については、まず地域の中で少ししゃべってもらって課題整理してもらって。そして全体で言えることあればしていくということで、いいですか、ここまで。

全 委 員

はい。

それでは、ほかにその他がないようでありますので、本日の第１８回米沢

市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前 1 1 時 3 5 分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年1月15日（水）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

鈴木 晃子

議事録署名委員

桐澤 林右衛門